



平成25年9月25日

各位

会社名 戸田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 今井 雅則
(コード：1860、東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 大友 敏弘
(TEL . 03 - 3535 - 1357)

証券取引等監視委員会による当社社員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社社員について金融商品取引法違反の事実が認められるとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主及び投資家の皆様並びに関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の概要

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象である当社社員は、当社が平成24年10月31日に行った当社平成25年3月期業績予想の修正に関する未公表事実をその職務に関して知り、当該事実が公表される以前に、当社株式9,000株を売り付けたものです。

勧告では、この行為が金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

なお、この違反行為に対し、当社社員が、金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金の額は、52万円です。

2. 当社の今後の対応について

当社社員に対する処分に関しましては、今後予定される審判の結果も踏まえ社内規程に則り厳正に対処致します。

当社では、内部者取引管理規程、コンプライアンス関連規程（企業行動憲章・企業倫理規範）を制定し、内部者取引の未然防止を含めたコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。

そのような中で、今般当社社員が勧告を受けたことは誠に遺憾であり、従前の内部者取引にかかる売買管理・情報管理体制を見直し、内部者取引管理規程の変更等により適切な管理体制を整備し、その周知・徹底を図るとともに、引き続き内部者取引規制を含めたコンプライアンスに関する教育を徹底して、再発防止に努めてまいります。

以上